

# 島根県報

第一、五二七号

平成十五年十二月二日

(火曜日)

## 目 次

### 規則

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 一

### 告示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の (健康福祉総務課) 七

### 指定

保安林の指定(三件) (森林整備課) 七

保安林予定森林(二件) ( ) 八

### 公告

文化財複製品製作業務に係る一般競争入札の実施 (古代文化センター) 九

### 教委告示

島根県指定天然記念物の指定(二件) (文化財課) 一〇

### 収用委告示

島根県収用委員会告示の左横書きの実施等に関する 規程 一一

### 公布された条例等のあらまし

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一〇三号)

### 一 規則の概要

1 県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が導入されたことに伴い、次の改

正を行うこととした。

(1) 検税吏員の指定(第三条関係)

(2) 督促状の様式に係る改正(第二十八号様式その一関係)

(3) 更正(決定) 通知書の様式の追加(第九十号の四様式・第九十号の五様式関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十六年一月一日から施行することとした。

## 規 則

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月二日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百三三号

島根県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県税条例施行規則(昭和五十一年島根県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「法第七十一条の二十三」の下に、「法第七十一条の四十四、法第七十一条の六十四」を加える。

第二十八条第二項中「法第七十一条の十七第一項」の下に、「法第七十一条の三十八第一項、法第七十一条の五十八第一項」を、「法第九十八条第一項」の下に、「法第二百五十一条第一項」を加える。

第三十六条の表第十号中「第十五条の三」を「第十五条の五」に改め、同表に次のように加える。

十二 法第七十一条の三十一第四項、法第七十一条の三十五第五項又は法第七十一条の三十六第四項の規定による配当金の更正又は決定の通知	県民税配当金更正（決定）通知書（第九十号の四様式）
十三 法第七十一条の五十一第四項、法第七十一条の五十五第五項又は法第七十一条の五十六第四項の規定による株式等譲渡所得割の更正又は決定の通知	県民税株式等譲渡所得割更正（決定）通知書（第九十号の五様式）

第二十八号様式その一裏面の(2)中「証区税」の次「・狩猟者登録税・入猟税」を加え、同様式裏面の(2)中「県民税利子割」の次「・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割」を加え。

第九十号の二様式中

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22								

第九十号の三様式中

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

1 公社債利子	12 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
2 銀行預金利子	13 社債的受益証券の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	14 国外公募投資信託等の収益の分配
4 勤務先預金等の利子	15 特定投資法人の投資口の配当等
5 合同運用信託の収益の分配	16 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
6 公社債投資信託の収益の分配	17 定期積金の給付補てん金
7 郵便貯金利子	18 掛金の給付補てん金
8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	19 抵当証券の利息
9 国外公社債等の利子等	20 貴金属等の売却条件付売買の利益
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	21 外貨建預貯金等の為替差益
11 公募証券投資信託の収益の分配	22 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

1 公社債利子	11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
2 銀行預金利子	12 社債的受益証券の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
4 勤務先預金等の利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
5 合同運用信託の収益の分配	15 定期積金の給付補てん金
6 公社債投資信託の収益の分配	16 掛金の給付補てん金
7 郵便貯金利子	17 抵当証券の利息
8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	18 貴金属等の売却条件付売買の利益
9 国外公社債等の利子等	19 外貨建預貯金等の為替差益
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

第九十号の三様式の次に次の二様式を加え。

を

第90号の4様式(第36条関係)

第 号  
年 月 日

様

島根県松江総務事務所長

印

県民税配当割更正(決定)通知書

次のとおり課税標準額及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入(納付)してください。

特別徴収義務者	特別徴収義務者番号

処 理 区 分		特 定 配 当 等 の 種 類
年 度	年 月 分	
申 告 納 入 期 限	年 月 日	
当 初 申 告 書 提 出 年 月 日	年 月 日	
加 算 金 決 定 の 対 象 と な る 申 告	年 月 日 申 告 分	
更 正 ( 決 定 ) の 理 由	1	地方税法第71条の32第1項の規定による。
	2	地方税法第71条の32第2項の規定による。
	3	地方税法第71条の32第3項の規定による。
	4	地方税法第71条の35第1項の規定による。
	5	地方税法第71条の35第2項の規定による。
	6	地方税法第71条の35第3項の規定による。
	7	地方税法第71条の35第4項の規定による。
	8	地方税法第71条の36第1項の規定による。
	9	地方税法第71条の36第2項の規定による。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当事務所を経由して提出してください。

区 分		更正(決定)額	既に納入の確定した額	過 不 足 額
税 額 等	特定配当等の額	円	円	円
	税額(%)			A
加 算 金	過少申告加算金			
	対象不足金額			
	加算金(%)			
	加算対象金額			
	加算金(%)			
	計(+)			B
不申告 加算金	基本税額			
	加算金(%)			C
重加算 金	基本税額			
	加算金(%)			D

過 不 足 額 (再 掲)	
本 税 ( A )	円
過少申告加算金 ( B )	
不申告加算金 ( C )	
重 加 算 金 ( D )	
合 計	

不足税額及び加算金額の納期限
年 月 日

延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入される場合

$$\begin{aligned} & \text{不足税額} \times \left( 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額} \right. \\ & \quad \left. \text{の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数 ( a )}{365} \right. \\ & \quad \left. + 0.146 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入の日までの期間の日数} - ( a )}{365} \right) \end{aligned}$$

2 0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

第90号の 5 様式 ( 第36条関係 )

第 号  
年 月 日

様

島根県松江総務事務所長



県民税株式等譲渡所得割更正 ( 決定 ) 通知書

次のとおり課税標準額及び税額の更正 ( 決定 ) 並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納入 ( 納付 ) してください。

特別徴収義務者	特別徴収義務者番号

処 理 区 分		
年度	年	月分
申告納入期限	年	月 日
当初申告書提出年月日	年	月 日
加算金決定の対象となる申告	年	月 日 申告分
更正 ( 決定 ) の理由	1	地方税法第71条の52第 1 項の規定による。
	2	地方税法第71条の52第 2 項の規定による。
	3	地方税法第71条の52第 3 項の規定による。
	4	地方税法第71条の55第 1 項の規定による。
	5	地方税法第71条の55第 2 項の規定による。
	6	地方税法第71条の55第 3 項の規定による。
	7	地方税法第71条の55第 4 項の規定による。
	8	地方税法第71条の56第 1 項の規定による。
	9	地方税法第71条の56第 2 項の規定による。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2 通をなるべく当事務所を経由して提出してください。

区 分		更正(決定)額	既に納入の確定した額	過 不 足 額
税 額 等	特定株式等譲渡 所得金額	円	円	円
	税額(%)			A
加 算 金	過少申 告加算 金	対象不足金額		
		加算金(%)		
		加算対象金額		
		加算金(%)		
		計(+)		B
金	不申告 加算金	基本税額		
		加算金(%)		C
金	重加算 金	基本税額		
		加算金(%)		D

過 不 足 額 (再 掲)	
本 税 ( A )	円
過少申告加算金 ( B )	
不申告加算金 ( C )	
重 加 算 金 ( D )	
合 計	

不足税額及び加算金額の納期限
年 月 日

延滞金の計算方法

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納入される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納入される場合

$$\begin{aligned} & \text{不足税額} \times \left( 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額} \right. \\ & \quad \left. \text{の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数(a)} \right) \\ & + 0.146 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納入の日までの期間の日数} - (a)}{365} \end{aligned}$$

2 0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告

示

島根県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
大石内科医院	浜田市黒川町一一五・一	平成十五年十一月十九日
あけぼの調剤薬局	益田市あけぼの西町一五番八号	平成十五年十一月七日
プラタナス薬局	平田市平田町九五三・九	平成十五年十一月十一日

島根県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示

する。

平成十五年十二月二日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

出雲市西神西町字市場五五、五六、六一、一六五二の一、一六五二の二、一六五二の一六五四、一六五四の二、一六五五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月二日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字大呂七三四、三二〇二の三九、三二〇二の七八、三三〇一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をしますので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月二日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林の所在場所  
八束郡八雲村大字西岩坂一八七四の一、一八七五、三七〇七の一、三七〇七の二、三七〇八から三七一三まで
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び八雲村役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第八八号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月二日

島根県知事 澄田信義

- (一) 保安林予定森林の所在場所  
那賀郡金城町大字小国八一〇三、八一〇四、八一〇四内一
- (二) 指定の目的  
水源のかん養
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (一) 保安林予定森林の所在場所  
那賀郡金城町大字波佐イ一七五の三、イ一七五の四、イ二二六六の一、イ二二六六の二、イ二二六七、イ二二六七の一、イ二二六七の二
- (二) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月二日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 邇摩郡仁摩町大字大國町字シヤクロ三九一五の五

- 二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成15年12月2日

島根県教育委員会教育長 広沢卓嗣

- 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
 文化財複製品製作業務

- (2) 入札案件の仕様及び数量等  
 入札説明書による。

- (3) 納入期限  
 平成16年3月26日

- (4) 納入場所  
 島根県松江市殿町1番地  
 島根県教育庁古代文化センター

- 2 入札参加資格

- (1) 平成15年3月までに、国又は地方公共団体において、文化財保護法(昭和25年法律214号)に規定する重要文化財の複製品を製作、納入した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年間を経過しない者でないこと。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (5) 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。

- 3 入札の日時等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-0887 島根県松江市殿町1番地 島根県立博物館内

島根県教育庁古代文化センター 歴博整備担当

電話 0852-22-6281

ファクシミリ 0852-22-6728

電子メール kodai@pref.shimane.jp  
(2) 入札説明書の交付方法

平成15年12月2日から平成15年12月10日までの間(土曜日、日曜日、祝日を除く。)上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

希望する者には入札説明書の電子ファイルを添付した電子メールにより入札説明書を交付するので、企業名、担当部署名、担当者名、電話番号及び送付先電子メールアドレスを明記して交付期間中に上記(1)まで申し込むこと。

なお、入札説明会は、実施しない。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより入札参加資格の確認に必要な書類をあらかじめ提出すること。

なお、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(4) 入札の日時、場所等

日時 平成15年12月19日 午後2時から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県立博物館

なお、郵便による入札は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

即時開札する。

(6) 再度入札

2回まで行う。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

4 その他

(1) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の100分の5以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) 前金払の有無

前金払は行わない。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

### 教育委員会告示

島根県教育委員会告示第51号

島根県文化財保護条例(昭和三十年島根県条例第六号)第三十一条第一項の規定に基づき、次の記念物を島根県指定天然記念物に指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年十一月十四日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

種別	名称	員数	所在地	所有者
天然記念物	志多備神社のスタジ	一株	八束郡八雲村西岩坂一五八九	志多備神社

島根県教育委員会告示第六号

島根県文化財保護条例（昭和三十年島根県条例第六号）第三十一条第一項の規定に基づき、次の記念物を島根県指定天然記念物に指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年十二月二日

島根県教育委員会委員長 中村 俊 郎

種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
天然 記念物	雪田長源寺の枝垂桜	一 株	邑智郡羽須美村雪田五 〇一	長源寺

収用委員会告示

島根県収用委員会告示第一号

島根県収用委員会告示の左横書きの実施等に関する規程を次のように定める。

平成十五年十二月二日

島根県収用委員会会長 吾 郷 計 宜

島根県収用委員会告示の左横書きの実施等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている収用委員会告示（以下「既存告示」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第一条 既存告示の形式は、島根県告示の左横書きの実施等に関する規程（平成十五年十月十四日島根県告示第八百六十五号。次項において「左横書き規程」という。）の規定による告示の改正の例により左横書きに改正する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による収用委員会告示の改正が左横書き規程の規定による告示の改正の例によることが適当でないとき、その改正方法を会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

平成十五年十二月二日印刷  
平成十五年十二月二日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)